

菰野町社会福祉協議会 遠隔手話通訳端末貸出規程

(趣旨)

第1条 菰野町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の会員である地域住民、特に障がいによって情報保障を必要とする方々に対し、本会所有の遠隔手話通訳端末（以下、「端末」という。）の貸し出しを行い、本会会員の社会参加及び福祉活動の推進を図ることを目的に「菰野町社会福祉協議会 遠隔手話通訳端末貸出規程」（以下、「本規程」という。）を定める。

(利用対象)

第2条 利用対象者は次の各号のすべてに該当する者とする。

- ① 町内に住所を有する者。
- ② 障がい者手帳（聴覚障がいに関連する記述があるもの）を有する者。
- ③ 通常のコミュニケーションで手話を使用する者。

(利用登録)

第3条 本会端末を利用する者（以下、「利用者」という。）は、本会所定の登録用紙にて本会に登録しなければならない。

- 2 利用対象者であっても、本会が不適當と認めた者は、本会の判断で登録を認めないことができる。

(利用目的)

第4条 利用目的は、聴覚障がい（児）者の積極的社会参加の際、情報取得に大きな制限・制約を受ける方々の情報保障に資するために必要と判断したもので、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。

- ① 公共機関の窓口対応で情報保障を必要とする場合。
- ② 医療機関の窓口対応や問診など、簡易なやりとりで情報保障を必要とする場合。
- ③ その他本会が必要と認めた場合。

(利用)

第5条 端末の利用は予約制とし、利用者は利用の1ヶ月前から本会所定の利用申請書にて予約することができる。ただし、一度に予約できる回数は4回を限度とする。

- 2 利用可能時間は、原則利用日の8：30～17：00までの間とする。
- 3 1回の利用時間は15分までとする。
- 4 利用可能時間を越えて利用する必要がある場合は、利用者は事前に本会に別紙申請書を提出し、許可を得るものとする。

(利用範囲)

第6条 本会端末の利用範囲は、原則として隣接市町（いなべ市・東員町・四日市市）までとする。

2 利用範囲を超えて利用する必要がある場合は、利用者は事前に本会に別紙申請書を提出し、許可を得るものとする。

(貸出料金)

第7条 本会端末の貸し出しは無料とする。

(遵守義務)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 端末の扱い方について必ず説明を聞くこと。
- ② 申請書に記載した目的から大幅に用途を逸脱しないこと。
- ③ 申請した時間内に必ず端末を返却すること。
- ④ 端末を他の者に貸してはならない。
- ⑤ 端末の利用中に故障した場合は、速やかに本会に届けること。
- ⑥ 利用中の軽微な損傷等であっても、必ず本会に報告すること。
- ⑦ 端末を故意に破損させてはならない。
- ⑧ 登録者が端末を利用する際は、その都度、障がい者手帳の提示を行い本会の確認を受けなければならない。

(貸し出し拒否及び取り消し)

第9条 前条の各号いずれかを履行できない場合は、本会は端末の貸し出しまたは予約及び登録を取り消すことができる。

(故障・紛失の対応)

第10条 本会端末の利用中に故障が発生した場合や紛失してしまった場合は、利用者は速やかに本会に報告を行わなければならない。修理に要した費用は、利用者の実費負担とする。

(個人情報の取り扱い)

第11条 利用者として申し込みをした場合、本会が取得した個人情報は事業の運営に関わる事務などを行う際に利用することにも同意したものとみなす。

2 本会は、利用者の個人情報に関して、本事業の運営に関する目的以外には使用しない。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項は、必要により別に定める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。